

IFRS コンソーシアム会費規程

IFRS コンソーシアム（以下、本会）は、定款第 8 条の規定にもとづき、会員の会費規程を次のとおり定める。

（年 度）

第1条 会員年度は 7 月から翌年の 6 月の 1 年間とする。

（会 費）

第 2 条 年会費の年額は、次のとおりとする。

（1） 法人会員 105,000 円

（2） 個人会員 12,600 円

2 入会時に納付すべき会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

3 2 年目以降の会費の納入は、各年度の 6 月までに納入するものとする。

（臨時会費）

第 3 条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

附 則

この規程は、2009 年 8 月 15 日から実施する。